

優先申請について

1. 優先申請とは

みかぼみらい館の大ホール及び小ホールをご利用になる藤岡市内の団体については、市外の団体等より優先して申請を受付けるものであります。

2. 優先対象施設

優先申請を行える施設は、大ホール及び小ホールのみです。

3. 優先対象団体

次のいずれも該当する団体であること。

ア) 藤岡市内に所在地のある団体(定款、会則の所在地、定款や会則のない団体については、会長等の自宅を所在地とする)

イ) 主に藤岡市内で活動している団体

ウ) 主に藤岡市民で構成されている団体

4. 優先条件

利用希望日を**本番使用**する場合。但し、本番に付随する準備・リハーサル・又は片付けで使用する場合はこれに含む。

5. 優先申請方法

利用希望日の1年1ヵ月前(13ヵ月前)の月の末日 午前9時から申請を受付けます。

ただし、末日が休館日(毎週火曜日、ただし、火曜日が祝日の場合は翌日、年末年始は12/28から翌年1/4まで)場合は、その前日となります。

午前8時45分から午前9時にみかぼみらい館のロビーにて受付けを行い整理券を配布いたします。午前9時の時点で複数の団体において、利用希望日又は施設が重複する場合は抽選となります。

注意: 優先申請日の翌日以降の申請は、優先申請となりませんのでご注意ください。

6. 優先申請期間

利用希望日の属する1ヵ月間

例) 優先申請日 令和元年5月31日の場合 ⇒ 優先申請期間 令和2年6月1日から同年6月30日までの期間内で申請することができます。

例) 2020年6月に大ホール及び小ホールを利用する場合の申請日について

① 優先申請の場合

○申請日

令和元年5月

火曜日: 休館日

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 14 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | |

○利用希望月

令和2年6月

火曜日: 休館日

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | | | | |

※今年5月31日に翌年6月の1ヶ月分の申請ができます。

② 優先申請以外の場合(今までどおり: 利用日の1年前からの受付)

○申請日

令和元年5月

火曜日: 休館日

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 14 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | |

○利用希望日

令和2年6月

火曜日: 休館日

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | | | | |

※翌年5月13日を利用する場合は、今年の5月13日から申請ができます。